

② 人件費の削減

個別目標 平成 35 年度までに正規職員 1,800 名体制を実現
平成 35 年度までに年間総人件費を 20 億円削減(※)

正規職員 1,800 名体制の実現に向けて、業務の見直しはもとより、コストやサービスの面から、民間で実施した方が効率的、効果的な業務は、原則として全て民間に任せることを基本に、業務委託等を一層推進することなどにより、正規職員数等を削減するとともに、さらなる給与の適正化、時間外勤務の削減等を行い、人件費を削減します。

※平成 25 年度決算と平成 35 年度決算の退職手当を除く全会計の総人件費の比較によります。ただし、削減効果は既に「表 4 今後の収支見込み」に反映しています。

主な取り組み

◆正規職員数等の削減

年次的、計画的に正規職員の削減を進めるとともに、業務の抜本的な見直しや廃止、業務委託等の一層の推進などにより、正規職員以外の任期付職員及び臨時職員についても削減を進めます。

◆地域手当、持家にかかる住居手当の見直し

地域手当について平成 28 年度にかけて支給率を段階的に 7.5%まで引き下げます。また、平成 27 年 4 月から持家にかかる住居手当を廃止します。

◆退職手当の見直し

一般職の退職手当について、国家公務員の退職手当の引き下げに準じて、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて段階的に約 16%引き下げます。

◆時間外勤務の削減

時間外勤務については、計画的な業務執行の徹底、全庁一斉定時退庁日の設定などの取り組みにより一層の削減を進めます。

◆特殊勤務手当の見直し

一般行政職及び技能労務職の特殊勤務手当について、平成 26 年 7 月に、廃止及び引き下げを原則とする抜本的な見直しを行ったところですが、引き続き、さらなる見直しに向けて、他自治体の状況などの検証を進めます。

◆組織の効率化

事務事業の見直しと職員数の削減に対応して、職員が意欲と能力を十分に発揮できる効率的な組織体制への見直しを適時適切に進めます。

③ 歳入の確保

個別目標 平成 35 年度までに
市税等の主な債権徴収率（現年度分）99%以上(※)
10 年間累積で歳入を 15 億円増加

市税をはじめとする市の主な債権について、徴収率の向上に取り組むなど、歳入の確保を推進します。

※一般会計及び特別会計の債権のうち、市税、国民健康保険料、下水道使用料等、主要な 18 債権についての長期滞納分を除く、当年度に課した債権の徴収率を指標とします。

主な取り組み

◆債権徴収体制の強化

債権徴収を担当する組織体制を充実、強化するとともに、さらに迅速かつ円滑に事務処理を行えるよう債権管理システムの整備を進めます。

◆債権の管理に関する条例の整備

市の債権管理全般に関する統一的な事務処理基準等を規定した「債権の管理に関する条例」を制定し、債権の適正管理を徹底するとともに、債権管理対策を強化します。

◆迅速な法定回収手続きの推進

納期限が経過し、初期段階の督促や催告を行った後も滞納が続く場合は、迅速に財産の差押等の法定回収手続きへ移行し、資力があるにも関わらず長期滞納となる事案を防止していきます。

◆納付環境の整備

コンビニエンスストアにおける納付やペイジーによる口座振替受付など、納付の利便性を高めるサービスについて、各債権の特性や費用対効果を検証したうえで、導入を進めます。

◆その他歳入の確保

自動販売機の設置料や広告収入など、その他の歳入の確保を進めます。

(2) 事務事業の見直し

個別目標 10年間累積で事業費を13億円削減

事業の必要性や実施手法、内容について、市が法令等の制限を受けることなく決定できる個人給付、補助金、イベント、サービスといったソフト事業（市に裁量のある事業）について、社会経済情勢や市民ニーズに合っているか、市が実施する必要性があるか、効果は十分に表れているかなどの観点から検証し、見直しを進めます。

主な取り組み

◆個人給付、サービスの見直し

形式的な基準で一律に実施している個人給付やサービスについて、支援が必要な人に必要な支援を行うしくみとするなど見直しを進めます。

◆補助金の見直し

補助金についてその必要性を検証し、特に補助対象団体の運営経費に充てられている補助金については、団体が実施する事業に対する補助とするなど見直しを進めます。

◆イベントの見直し

各種イベントについて、それぞれの行政分野の政策目的の達成に十分な効果をあげているかを検証し、見直しを進めます。

(3) 公有財産の有効活用

① 未活用地の活用の強化

個別目標 10年間累積で未活用地の売却・貸付による収入 11億円

土地開発公社から引き継いだものを含め、未活用地の活用(売却・貸付等)を進めます。

主な取り組み

◆活用予定のない土地の売却・貸付等

市の事業に活用する予定のない土地については処分することとし、売却可能な土地は売却するとともに、すぐには売却が困難な土地については貸付等の有効活用を進めます。

◆道路残地等の狭小地の売却・貸付

道路建設後に残る不整形の土地など、狭小で処分が困難な土地については、隣接者に売却できるよう働きかけるとともに、貸付等の有効活用を進めます。

② 公共施設配置の適正化

個別目標 40年間累積で公共施設総量を30%削減
10年間累積で施設配置適正化による収支改善55億円(※)

公共施設配置適正化基本計画及び同実行計画を策定し、これらに基づいて施設配置の適正化を進めます。

※施設の統廃合等に伴う維持管理運営経費の削減、施設跡地の売却・貸付等の収入による効果を合算したものを指標とします。

主な取り組み

◆公共施設配置適正化基本計画及び同実行計画の策定

公共施設配置適正化の基本方針や目標、施設種別ごとの方向性を示した基本計画と、個々の施設についての具体的な適正化手法やスケジュールを示した実行計画を策定します。

◆施設の有効活用

各施設における行政サービスの見直しや余剰スペースの洗い出しを行い、できる限り施設を有効に活用できるよう、転用、複合化、集約化を行うほか、不要と考えられる施設については廃止し、売却を進めます。

◆計画的な改修による施設の長寿命化

定期的な施設点検を行い、計画的に改修を行うことで、余分な修繕費を抑え、安全性を確保するとともに、建物の長寿命化を推進します。

また、劣化度調査の結果等を参考に施設の大規模改修や建て替えの時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化を進めます。

◆施設の効率的な管理運営

施設の一元管理、業務委託や指定管理者制度など民間の力の活用、事業者や地域団体への施設の移譲等により維持管理経費を削減するほか、施設に余剰となっている部分がある場合は、該当部分の貸付や売却を進めます。

また、施設におけるサービス提供に要する経費に対して応分の負担となるよう使用料等の適正化を進めます。

(4) 受益者負担の適正化

個別目標 平成 35 年度までに年間受益者負担収入を 2 億円増

受益と負担の公平性の観点から、対象とする経費の範囲や負担割合の考え方等を定めた受益者負担の算定基準を策定し、これに基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出すとともに、各種使用料、手数料等を見直します。

主な取り組み

◆受益者負担の算定基準の策定

受益者負担を算定する際に対象となる経費の範囲や負担割合の考え方を示した受益者負担の算定基準を作成します。

◆新たに受益者負担を導入すべきサービスの洗い出し

従来、受益者負担を導入していないサービスの内容を検証し、受益と負担の公平性の観点から、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出します。

◆各種使用料、手数料等の見直し

受益者負担の算定基準に基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを含めて、各種使用料、手数料等の見直しを進めます。

(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み

歳入の確保に向けて、今後も持続的に成長し、より一層まちの活力を高め、人口を維持するだけにとどまらず、少しでも増やしていくため、限られた財源を柱となる施策に重点的に配分するとともに、これらの取り組みや明石の持つ魅力を積極的にPRしていくことで、より多くの人から選ばれるまちづくりを進めます。

主な取り組み

◆子どもが健やかに育つ環境の整備

待機児童の解消に向けた保育定員の増員、子ども・子育てに関する情報提供や相談体制等の充実、就学前教育・保育の充実などに取り組み、子どもの心豊かな成長を育むとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

◆支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境の整備

支援が必要な高齢者や障害者への支援の充実、後見支援制度の整備、子ども養育支援施策の充実等を通じて、支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境づくりを進めます。

◆明石の魅力の積極的なPR

天文科学館や明石焼、タコ、タイをはじめとする様々な明石の魅力を発信することで交流人口の増加を促進するとともに、子どもが健やかに育つ環境、支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境を積極的にPRしていくことで、若い世代を呼び込むとともに、定住を促進し、より多くの人から選ばれるまちづくりを進めます。

(6) 取組効果額の見込み

取組みによる累積効果額は、下表のとおりと見込んでいます。

(1)～(4)の取組みにより、「表4 今後の収支見込み」に示す計画期間中の10年間の累積収支不足見込み額115億円を解消し、(5)の取組みにより、さらなる収支改善を目指します。

○表5 取組効果額の見込み（普通会計・一般財源ベース）

取組み項目		累積効果 見込み額(※)
(1) 市役所内部の取組み	①事務経費の削減	13億円
	②人件費の削減	130億円
	③歳入の確保	15億円
(2) 事務事業の見直し		13億円
(3) 公有財産の有効活用	①未活用地の積極的活用	11億円
	②施設配置の適正化	55億円
(4) 受益者負担の適正化		12億円
合計		249億円
うち「表4 今後の収支見込み」に反映していない効果額(A) ((1)②人件費の削減を除く効果額)		119億円
計画期間中の累積収支不足見込み額(B)		115億円
取組み後の収支差引額(A-B)		4億円

※累積効果見込み額は、事業の廃止や職員数の削減など見直しの効果が後年度まで及ぶ取組みについては計画期間中の効果額を累計して積算しています。

※「(5) 人口の維持、増加を目指す取組み」による効果額は、積算が困難であるため、この表には含めていません。

4 取り組みの進め方

(1) 市役所内部での検討

① 年度ごとのテーマの決定

各年度第1四半期（4月～6月）に、各取り組み項目について、その年度の重点テーマを決め、公表するとともに、市役所内部での検討を進めます。

② 見直し案の公表・意見交換

各年度第2四半期（7月～9月）を目途に、その年度の見直し案を公表し、市民、市議会との意見交換を行っていきます。

③ 見直し内容の決定・公表

市民、市議会との意見交換の結果を勘案して見直し内容を決定し、各年度第4四半期（1月～3月）に公表します。

(2) 市民、市議会との意見交換

① 財政健全化推進市民会議

市民参画のもとに取り組みの着実な推進を図るため、公募市民、各種関係団体代表、学識経験者等で構成する財政健全化推進市民会議等において、継続的に協議しながら取り組みを進めます。

② 財政健全化推進協議会

市と市議会とが協力して財政健全化を推進するため、市議会各会派の代表者で構成する財政健全化推進協議会等において、継続的に協議しながら取り組みを進めます。

③ 市民や関係団体との意見交換

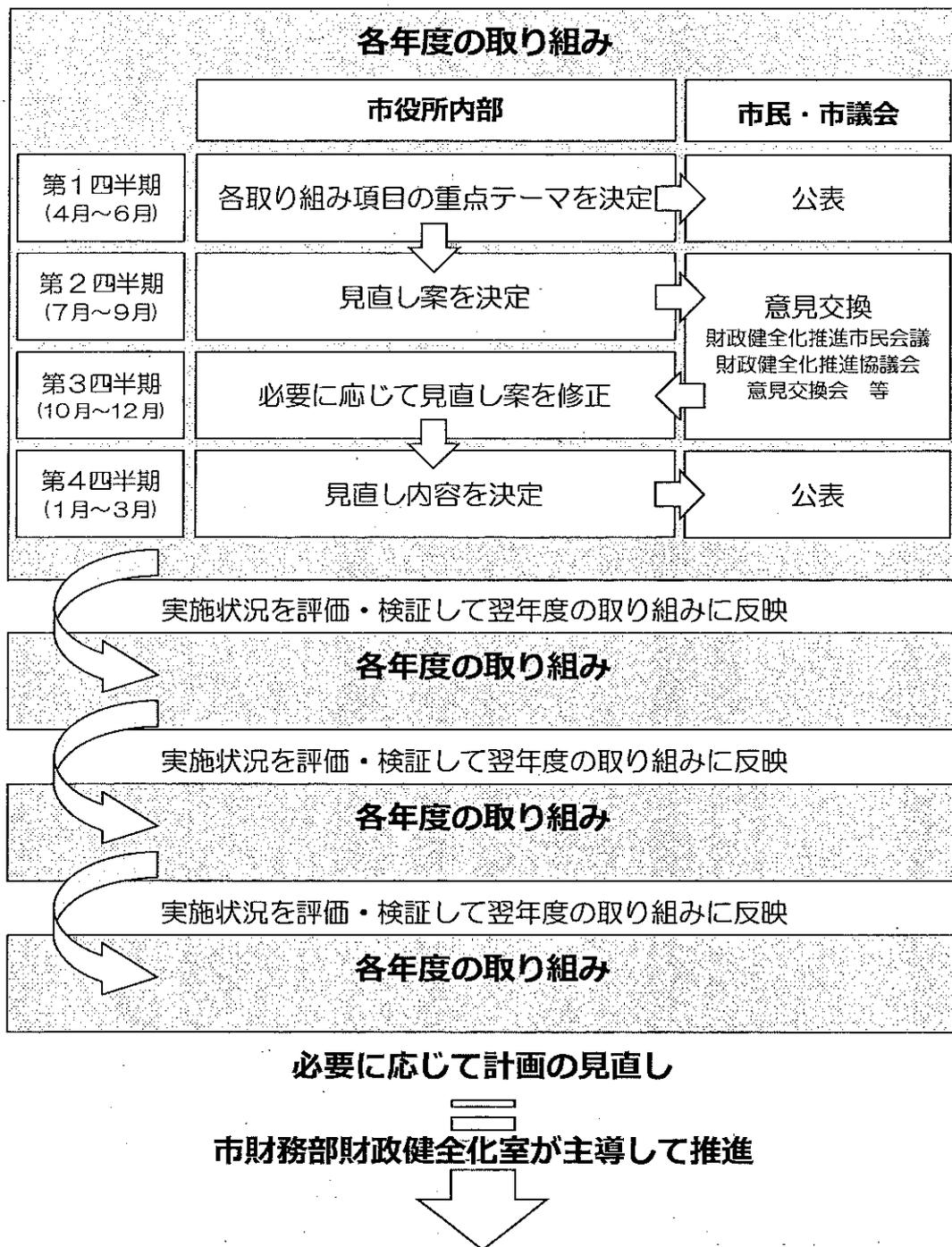
広く市民や関係団体の意見を聴きながら取り組みを進めるため、市民に分かりやすい形で十分に情報提供を行うとともに、定期的に市民や関係団体との意見交換を行います。

(3) 計画のフォローアップ

市財務部財政健全化室において、市役所内部での検討、市民、市議会との意見交換を主導し、計画を着実に推進していきます。

また、毎年度、計画の実施状況を評価・検証し、翌年度以降の取り組みに反映するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

○図 取り組みの進め方



用語集

後日作成

明石市議会における
議員定数及び議員報酬についての最終報告

平成25年3月14日
明石市議会活性化特別委員会

1 はじめに

明石市議会は、これまで様々な角度から議会のあり方に関する検討を行い、議会の活性化を推進してきた。平成24年3月には、議会基本条例の制定に向け、また議員定数及び報酬について検討するため、市議会活性化特別委員会を設置し、以後、これまで24回にわたり委員会を開催し、明石市議会として適切な議員定数及び報酬について、市民アンケートや他市の調査、議会報告会で出された意見などを踏まえ、民意の反映や人口規模、委員会構成など様々な観点から慎重な議論を行ってきた。

この報告書は、議員定数及び報酬の検討に関し、市議会活性化特別委員会での議論の経過と結果を最終報告としてまとめたものである。

2 本市議会における議員定数及び議員報酬について

(1) 基本的な考え方

市議会は、合議制の意思決定機関として、市民の多様な声を十分に市政に反映し、二元代表制の下で市政に対する監視機能を果たすという重要な使命がある。また、地方分権の進展に伴い、国や県から多くの権限が市に移譲されるなか、今後ますます議会の果たすべき役割は大きくなると考えられる。

議員定数は、議会制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすためには、一定の議員数は確保しなければならないと考える。

一方で、近年の景気低迷による歳入減少や少子高齢化による社会保障費の増加、今後予定されている市の大規模事業などによる財政負担の増大など、本市の厳しい財政状況を考慮すると、歳出削減は本市の喫緊の課題であり、議会においても何らかの対応が求められている。

なお、昨年度に実施した市民アンケートでは、議会の姿が見えない、議員の活動が見えないとの声が多くみられた。本市議会では、議会基本条例の検討を進めており、開かれた議会を実現し、議会がその役割を十分に果たすための取り組みを進めることが重要であると考え。これらを踏まえて、適切な議員定数、報酬について検討を行った。

(2) 検討の経緯

議員定数、報酬の見直しに当たって、前年度に実施した市民アンケート結果のほか、県内29市及び特例市40市（政令で指定する人口が20万人以上の市。明石市をはじめ鳥取市、佐世保市等）の議員定数、人口、面積、財政規模、常任委員会の運営などの調査結果に基づき、分析を行った。そして、定数につ

いては、①人口規模、②委員会審査の充実、③市政に対する監視機能の強化、④県内各市や特例市との比較、⑤市の財政状況、⑥市民意見の反映、⑦小学校区などの市域、以上の7つの論点で、また、報酬については、①特別職報酬等審議会との関係、②県内各市や特例市との比較、③市の財政状況、④議員活動に応じた報酬、以上の4つの論点で議論を行った。

平成24年10月には、議員定数、報酬の各論点に基づいて、本市の現状や委員から出された意見を中間報告としてまとめ、11月の議会報告会で市民に示し、意見交換を行った。

その後、これまでの議論や市民の意見を踏まえ、議員定数については、「6人削減し25人」、「3人削減し28人」、「2人削減し29人」、「1人削減し30人」、「現状維持(31人)」、「2人増員し33人」、「6人増員し37人」の7案について検討し、議論を重ねた。

そして、平成25年1月には、最終報告案として、議員報酬と関連した形で次の4案に絞り、市民意見公募や議会報告会において、市民意見を公募した。

案1 議員定数は29人、議員報酬は特別職報酬等審議会の議論にゆだねる。

案2 議員定数は29人、議員報酬は議会独自に議論して減額する。

案3 議員定数は現状維持、議員報酬は議会独自に議論して減額する。

案4 議員定数は現状維持、議員報酬は特別職報酬等審議会にゆだねたうえで、その結果に対して議会独自に議論する。

この4案に対する市民意見公募については、民意の反映や議会の権限・機能を維持するためには定数は減らすべきでない、また一方、厳しい経済状況の中で議員が先に身を削るべきなど様々な意見がある中、本委員会においてさらなる議論を行った。しかし、委員の中で、定数を29人とする案2と、定数を現状維持する案4で最後まで意見が分かれた。この2つの案が拮抗し、結論が見出せない状況の中で、委員長から、これまで真剣に議論してきた経緯、また議論を進めて合意形成を図るという議会としての原点に戻り、一定の合意点を見出したい旨の申し出があり、委員長提案として、本市の厳しい財政状況や市民の意見などを考慮し、定数30人とする案が示された。そしてさらなる議論を進めた結果、定数については、次の(3)のとおり、本委員会として一本化はできなかったものの、多数意見として、1人減で定数30人とする案を採用し、本委員会の結論とすることとなった。

(3) 議員定数に関する結論

- ① 多数意見（本委員会の結論） …… 委員長を除く委員9人中、7人

議員定数は、現状の31人から1人削減し、30人とする。

市民アンケートの結果など議員定数を減らすべきという市民の多数の意見は重く受け止め、議会としての姿勢を示す必要がある。一方で、本年1月の議会報告会や市民意見公募では、議員定数の削減は民意の切り捨てであり、議会の本旨である民主主義を体現するためには現状を維持すべきとの意見も多数出された。本委員会の中で定数29人とする意見と現状維持とする意見が拮抗する中で、市民意見やこれまでの本委員会での議論を踏まえ、協議を重ねた結果、定数の一本化に向けて調整努力中の委員も含め、本市議会の議員定数は30人とするとの結論に達した。なお、明石市議会議員定数条例の改正については本定例会で行い、施行は次の一般選挙のときからとする。

② 少数意見

本委員会の少数意見として、議員定数を29人とする意見と、議員定数を現状維持とする意見がある。

ア 議員定数は、現状の31人から2人削減し、29人とする。…… 委員1人

市民アンケートの結果や市民意見を反映し、議会報告会で定数29人を最終報告案の1つとして示した経緯も踏まえ、議会としての姿勢を示すべきであるとした。

イ 議員定数は、現状の31人を維持する。…… 委員1人

市議会には民意を反映するという重要な役割があり、定数削減は民意の切り捨てである、また、議会機能の強化、活性化の観点からも、定数削減は議会改革につながらないとした。

(4) 議員報酬に関する結論

議員報酬は、特別職報酬等審議会にゆだねたうえで、その結果に対して議会独自に議論する。

議員報酬については、特別職報酬等審議会において、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されてきた。議員報酬は、公平な第三者である同審議会の議論に基づき決定することが基本であり、まずは同審議会にゆだね、その答申を踏まえた上で、本市の厳しい財政状況を鑑みて、議会として独自に判断することを結論とした。

3 議員定数の検証と根拠について

議員定数は、現状の31人から1人削減し、30人とする。

【各論点からの検証】

[平成24年4月1日現在]

(1) 人口規模に応じた議員定数について

- ・議員1人あたりの人口 : 約9,680人(現状は約9,350人)
(特例市の平均議員定数は32.2人、議員1人あたり平均人口は約8,310人)

(2) 委員会審査の充実について

- ・委員会構成 : 委員7人(8人)×4常任委員会

(3) 市政運営に対する監視機能強化について

- ・議員1人当たりの財政規模 : 約31億4,000万円(現状は約30億4,000万円)

(4) 県内各市、特例市との比較について

- ・県内29市での定数の順位 : 多い方から6番目(現状は5番目)
(人口規模の順位は、多い方から5番目)
- ・特例40市での定数の順位 : 多い方から27番目(現状は25番目)
(人口規模の順位は、多い方から10番目)

(5) 市の財政状況から見た定数について

- ・議会費(報酬総額)の削減額 : 年間約1,000万円、約1.5%減
議会費6億4,100万円(現状は6億5,100万円)
(議員1人の報酬、期末手当の年間総額、約1,000万円を削減額として計算)
- ・議会費の割合 : 一般会計の0.68%(現状は0.69%)
(特例市の平均は0.68%)

(6) 市民意見の反映について

- ・市民アンケート : 議員定数が「多い」と回答したのは43%
(有効回答数1469人中、622人)
- ・市民意見公募結果 : 合計42件の意見のうち、
定数減は12件、現状維持は24件

(7) 小学校区などの市域に応じた定数について

小学校区数28に対して、2人上回る。